

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行						改正	改正理由																								
<p>本則 (新設)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>総合情報メディアセンター</td> <td>教授、准教授、講師、助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第11号の規定にかかわらず、同号に掲げる教育研究組織の任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期を定めずに雇用する教育職員にするものとする。</p>						番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	1～10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	11	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>本則</p> <p><u>(任期付教員の昇任)</u> 第3条の4 別表第11号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期の定めのない教育職員とし、以後この規程は適用しない。</p> <p>2 <u>前項に規定する任期付教員が、審査の結果、任期の定めのない教育職員となり、その後昇任した場合も、前項と同様とする。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p>	
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																										
1～10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																										
11	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																										
12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																										

附 則(平成30年7月2日教規程第33号)  
この規程は、平成30年7月2日から施行する。